



祝 辞

鹿児島地方法務局長 馬 場 潤

本日ここに、鹿児島県司法書士会の令和元年度定時総会が盛大に開催されましたことを、心からお喜び申し上げます。

会員の皆様には、平素から、不動産登記、商業法人登記、供託手続等、法務行政の円滑な運営につきまして、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

司法書士制度は、国民の権利擁護に対する皆様の崇高な理念とたゆまぬ御努力によって充実・発展を遂げられ、現在、国民からの高い評価と信頼を得ています。

貴会におかれましても、会長を始めとする役員の皆様の熱意と、会員全体が一丸となった献身的な御尽力により発展を遂げられており、深く敬意を表するものであります。

先ほど、多年にわたり司法書士業務に精励され、法務行政の円滑な推進に寄与された方々に対しまして、表彰させていただきました。

受賞されました方々のこれまでの御功績に対し、改めて敬意を表しますとともに、心からお祝いを申し上げます。今後とも健康に御留意され、ますます御活躍されますことを祈念いたします。

さて、本日は、せっかくの機会でありますので、法務局が直面する諸課題のうち、直接、皆様に関係のある事項につきまして、御紹介とお願いをさせていただきます。

第1は、所有者不明土地問題の解消に向けた取組についてです。

所有者不明土地問題の解消に向けた取組については、平成30年6月に開催された関係閣僚会議において、「所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針」が示され、同様の方針は、いわゆる「骨太の方針」にも示されました。このような状況のなか、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法が同年11月15日に一部施行されました。

本年度は、特措法の施行により昨年度から実施されている長期相続登記等未了土地の解消作業を引き続き推進していくほか、5月17日、変則的な登記の解消を図るための「表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律」が国会において可決・成立したことから、土地の所有者情報の収集・整備・利活用にもむけた施策が更に加速することが予想されます。

当局においては、平成29年2月1日に、貴会及び鹿児島県土地家屋調査士会と連携して『「未来につなぐ相続登記」推進プロジェクト』を立ち上げ、各種の周知・広報活動を行い、相続登記未了の解消にもむけた取組を行っているところですが、本年度も、相続登記の更なる促進のため、令和2年2月頃、「九州一斉相続登記相談会」の開催をはじめとする各種施策の実施等、取組を強化したいと考えております。

また、平成29年5月29日に導入されました「法定相続情報証明制度」につきましても、皆様に積極的に利活用していただきますようお願いするとともに、相続登記の更なる促進を図っていた

できますようお願い申し上げます。

第2は、商業・法人登記の新たな動きについてです。

平成30年3月から、法務局においては、会社の設立登記につき原則として申請から3日以内に完了するファストトラック化の取組が開始されました。

さらに、同年6月に閣議決定された「未来投資戦略2018」においては、世界最高水準の起業環境を実現するために、法人設立手続のオンライン・ワンストップ化を行うこととし、1点目としてマイナポータルを活用した定款認証及び設立登記を含めた全手続のワンストップ化、2点目としてオンラインによる法人設立登記の24時間以内の処理、3点目として法人設立登記における印鑑届出の任意化に取り組むこととされました。

国民生活やビジネスを取り巻くデジタル環境が大幅に変化するなか、商業・法人登記の分野においても、今後、変革の時期を迎えることとなりますので、デジタル社会の基盤整備のための要請に応えるためにも、一層の御理解をいただきますようお願い申し上げます。

第3は、オンライン登記申請の利用促進についてです。

オンライン登記申請の利用促進は、適正かつ迅速な処理を実現するために必要不可欠な要件であり、現在、当局の最重要課題として鋭意取り組んでいるところです。当局管内のオンライン登記申請の利用率は、会員の皆様の御協力によって大幅に向上し、70パーセントを超える日も多くなり、常に全国平均を上回る状況となっています。これまでの御理解・御協力に対して改めて感謝申し上げます。

今後、利用者メリットの拡大や利便性の向上等に引き続き取り組んでまいりますので、会員の皆様におかれましても、オンライン登記申請の利用促進について、なお一層の御理解と御協力をいただきますようお願い申し上げます。

最後に、司法書士法の一部改正の動きについてです。

司法書士法については、簡易裁判所における訴訟代理や成年後見・財産管理業務への関与の増加など、近時の司法書士を取り巻く状況の変化を踏まえ、専門家としての使命を明らかにする規定を設けるほか、社員が一人の司法書士法人の設立を可能とするなどの措置を講ずることを目的に、今国会に司法書士法の一部改正案が提出されているところです。

これは、以前にも増して、法律事務の専門家としての社会における役割が期待されていることにほかなりません。

法務行政を取り巻く情勢は、時代の要請により多様化してきており、種々の課題が山積しております。

これら諸課題への取組及びその解消は、司法書士の皆様の御支援と御協力なくして達成できるものではありません。

皆様におかれましては、今後とも、その専門性を遺憾なく発揮されるとともに、適正な司法書士業務を遂行され、司法書士制度の更なる発展に努められますようお願いいたします。

結びに当たり、鹿児島県司法書士会の更なる御発展と会員の皆様の御隆盛と御健勝を祈念いたしまして、祝辞とさせていただきます。



会長就任にあたって

鹿児島県司法書士会会長 日高千博

元号が平成から令和に改まりました去る5月25日に開催された定時総会におきまして会長に就任しましたので、ご挨拶を申し上げます。

会長立候補時の略歴書にも記載いたしましたが、私は平成3年に司法書士試験に合格し、翌年3月に鹿児島県司法書士会に入会いたしました。これまでに、6年間鹿児島支部の理事・支部長として、また本会においては、理事4年・副会長6年にわたり会務に携わってまいりました。

平成27年から平成29年の間は、本会執行部を離れ、鹿児島県司法書士政治連盟の幹事長を経験させていただきました。

今回3期6年という長期間、会長を務められた上前田前会長から会務を引き継がせていただくにあたり、自分自身に会長職が果たして勤まるのか、非常に不安を抱えながらも、立候補したというのが本音であります。

平成31年度定時総会では、次の4項目を重点課題として掲げました。「研修単位取得義務化への対応と執務規範の確立」「改正民法及び司法書士業務の執務変遷への対応」「空き家・所有者不明土地問題、相続登記未了問題への対応」「成年後見制度利用促進法への対応と社会貢献活動」の4つを骨子とした事業計画が承認されたことを念頭に置きながら、執行部・事務局の協力のもとに事業を執行していきたいと思っております。

具体的な各事業部の本年度の事業計画等につきましては、紙面の関係上定時総会資料に掲載されておりますので、ここでは割愛させていただきます。

会長としての所信表明としては、はなはだ抽象的で物足りないことと思われませんが、まず本会との関連諸団体である、鹿児島県司法書士政治連盟・リーガルサポート鹿児島支部等との協調をはかり、お互いに連携を取りながら同じ方向に向かって進んで行き、また執行部・会員も含めて、情報の共有をはかり、司法書士制度発展のために、より良い方向に向かって行ける形を作りたいと考えております。

現在の司法書士業界は、債務整理事件等並びに不動産・商業法人登記事件等の全国的な減少傾向にあり、決して将来が明るいとは言えない非常に厳しい状況化に置かれている中で、鹿児島県司法書士会の会長としては、会員の皆様方に司法書士制度がこれから先も大丈夫だと少しでも思っただけの方向性を見出せるように、皆様方とともに努力して行きたいと思っております。

最後になりますが、会務執行するにあたっては、執行部をはじめとして、事務局の職員並びに個々の会員の協力が無い限り、出来ないことであり、鹿児島県司法書士会会員320名余りの会長として、少しでも司法書士制度が発展し、ひいては個々の会員皆様方が将来の不安を抱えずに業務が出来ることを念頭に置いて、さらには140年以上も続く司法書士制度への恩返しの気持ちを込めまして、この会長職を頑張りたいと思っております。

簡単ではありますが、会長就任の挨拶といたします。

鹿児島県司法書士会平成31年度定時総会議事録

日 時：令和元年5月25日(土) 午前10時から午後4時03分まで
場 所：ホテル パレスイン鹿児島（鹿児島市樋之口町8番2号）
会員総数：325名
出席会員数：301名（内、委任状出席192名）
欠席・未着：24名（欠席20名、未着4名）

日高千博副会長より開会宣言があり、物故者黙祷の後、上前田和英会長が開会の挨拶を行った。

議 事

上記のとおり出席があり、三角悦久理事が司会者となった。司会者は、鹿児島県司法書士会総会会議規約（以下、「総会会議規約」とする。）第8条による議長の選出に関する職務として、議長の指名を司会者に一任したい旨を述べ、議場はこれを承認した。司会者は川内支部上野牧門会員を議長に指名した。



議長は、挨拶の後、執行部に本日の出席状況を求め、上記のとおり出席を確認し、本総会は適法に成立している旨を宣言した。引き続き、議長は、受任者は委任された会員の議決権も併せて行使し、採決時には起立の上、挙手をする旨、議長の議決権については鹿児島県司法書士会会則（以下、「会則」とする。）第44条第1項但書により、可否同数の時のみ議長が決定する旨を説明した。

議長は、総会会議規約第10条第1項により、霧島支部野間修二会員を副議長に指名した。会則第48条及び総会会議規約第18条により、議長は、鹿児島支部喜山修三会員、鹿児島支部直井圭介会員を議事録署名人に指名した。

議長は、会期及び議事日程案を執行部に求め、加藤久佳総務部長理事は、会期については令和元年5月25日午前10時16分から午後4時までとし、議事日程は総会資料48頁のとおり、日程第4報告第1号から日程第14議案第10号までとし、報告第1号、議案第1号から議案第10号まで一括上程し、その後一括して質疑応答を行った後、討論があれば行い、その後、議案ごとに採決を行いたい旨を提案した。また、日程第15議案第11号は適宜上程する旨提案した。議場はこれを承認した。



議長は、質疑・討論については指定の通告書を使用し、議案ごとに質疑内容を記載し、受付箱に提出する旨、総会会議規約第43条における通告書提出の締め切

りは原則として午後1時30分までとする旨、それ以降の質疑も時間の許す限り受け付けるが、締め切り時間までに通告書を提出した方を優先する旨、質疑・討論等の時間は原則3分とする旨、議案ごとに質疑を優先し、討論は採決前に行う旨、通告書には質疑事項の要点を簡潔明瞭に記載する旨を説明した。

引き続き、議長は、議事運営委員長である鹿児島支部坂本秀一朗会員に通告書の記載について説明を求めた。

議事運営委員長は、総会会議規約第60条に基づき設置された議事運営委員会の委員として、鹿児島支部本健二会員及び鹿児島支部岩崎憲司会員を紹介し、通告書には質疑事項の要点を簡潔明瞭に記載する旨、総会会議規約第45条により、質疑の回数は原則1議題につき1人1回と規定されている旨、曖昧な記載の質疑や一問一答方式となる質疑は控える旨を説明した。



【議案提案】

日程第4 報告第1号 平成30年度事業報告

議長は、執行部に提案理由を求めた。

執行部から平成30年度会務執行について総括報告があり、その後、各部の事業報告が総会資料に基づき詳細になされた。

日程第5 議案第1号 平成30年度一般会計収入支出決算承認の件

日程第6 議案第2号 平成30年度調停センター特別会計収入支出決算承認の件

議長は、執行部に提案理由を求めた。

執行部から平成30年度一般会計収入支出決算報告及び平成30年度調停センター特別会計収入支出決算報告が総会資料に基づき詳細になされた。

その後、議長は、監事に監査報告を求めた。

宮脇伸舟監事は、監査の結果、計算書類は公正妥当



な会計処理がなされており、財務状況が適正に表示されていることを認める旨を報告し、監査報告書に基づき監査意見を述べた。

日程第7 議案第3号 役員等選任の件

議長は、執行部に提案理由を求めた。

執行部は、現在の鹿児島県司法書士会の役員、綱紀調査委員、日本司法書士会連合会代議員の全員は、会則第29条、同第53条第4項の規定により本総会終結と同時に任期満了退任するので、会則第28条、同第53条第6項、鹿児島県司法書士会役員等選任規約（以下「役員等選任規約」とする。）の各規定により、役員等選任規約第2条第1項の役員のうち同第5条に定める特例選考により選任する役員として副会長2名、理事11名、監事2名、同第2条第2項に定める選考により選任する役員等として予備監事2名、綱紀調査委員12名、日本司法書士会連合会代議員4名を選任する旨を提案した。

引き続き、議長は、山本豪太選挙管理委員長に選挙管理事務の報告を求めた。

選挙管理委員長は、会長について選挙告示に応じて立候補したのは鹿児島支部の日高千博会員のみで、役員等選任規約第25条により無投票当選した旨、副会長、理事、監事については立候補がなかったため、同第5条に定める特例選考により選任する旨を報告した。

議長は、役員等選任については選考委員会による選考を要し、役員等選任規約第29条により選考委員の選任が必要であるため、同第29条第2項により本総会の承認を得て議長が選考委員を指名する旨を説明し、選考委員11名を選任したい旨を延べ、議場はこれを承認した。議長は、選考委員に下記の者を指名し、総会の承認を求めたところ、満場一致をもって承認された。

鹿児島支部	藪田貴充	鹿児島支部	水俣修一	鹿児島支部	竹之下真哉
南薩支部	森迫直子	川内支部	市来洋一	出水支部	東郷英亮
霧島支部	西迫正裕	大隅支部	松元修二	鹿屋支部	杉木悠太
熊毛支部	松木建雄	大島支部	里村紀幸		



選挙管理委員長は、午前11時35分から別室にて選考委員会を開催する旨を宣言した。

(休会 午前11時50分から再開)

日程第8 議案第4号 鹿児島県司法書士会会則一部改正の件

議長は、執行部に提案理由を求めた。

執行部は、日本司法書士会連合会の司法書士会会則基準が改正され、会員の適正な職務の確保を目的として、会員から司法書士会に対し、犯罪による収益の移転防止に関する法律に定める特定業務における本人確認・記録保存の措置及び依頼を受けた事件への対応等について、業務報告書と同様、毎年1月末日までに前年における実施状況に関する報告書を提出することが義務付けられたため、本会においても会則を一部改正する旨を提案した。また、参考資料として第5号様式の書式を添付している旨説明した。



日程第9 議案第5号 鹿児島県司法書士会研修規約一部改正の件

議長は、執行部に提案理由を求めた。

執行部は、改正日司連会員研修規則（平成31年4月1日施行）における研修単位取得の義務化に伴い、当会においてもこれに対応するため研修規約全体の見直しを行い、会員研修及び新人研修の実施方法、単位付与の基準等を定め、かつ年次制研修の参加義務を明確化するため、本規約を一部改正する旨を提案した。

日程第10 議案第6号 鹿児島県司法書士会綱紀調査委員（会員でない委員）選任の件

日程第11 議案第7号 鹿児島県司法書士会綱紀調査委員の予備委員選任の件

議長は、執行部に提案理由を求めた。

執行部は、会則第53条第5項、同第7項により、綱紀調査委員に会員のほか学識経験者を選任する必要がある旨を説明し、次の委員の選任を求めた。

弁護士 新納幸辰

引き続き、執行部は、会則第53条の2第1項、同第3項により、学識経験者として次の予備委員の選任を求めた。

弁護士 上野英城

日程第12 議案第8号 平成31年度事業計画決定の件



議長は、執行部に提案理由を求めた。

執行部は、平成31年度事業計画について、総会資料に基づき総論の説明をした。

(休会 午後1時00分から再開)

引き続き、議長は、執行部に提案理由を求めた。

経理部は、総会資料に基づき旅費規則の改正について詳細に説明し、提案した。

日程第13 議案第9号 平成31年度一般会計収入支出予算決定の件

日程第14 議案第10号 平成31年度調停センター特別会計収入支出予算決定の件

議長は、執行部に提案理由を求めた。

執行部は、平成31年度一般会計収入支出予算及び平成31年度調停センター特別会計収入支出予算について、総会資料に基づき詳細に説明し、提案した。

議長は、執行部に、日程第15議案第11号を上程するかを確認した。

執行部は、日程第15議案第11号を上程した。

日程第15 議案第11号 名誉会長推戴承認の件

議長は、執行部に提案理由を求めた。

執行部は、次の者を本会名誉会長に推戴したい旨を説明し、会則第123条の規定に基づき総会の承認を求めた。



新山隆志 元会長

【質疑】

議長は、提出議案の質疑に入った。

※質疑の内容は省略

【討論】

議長は、討論通告があったことを報告し、日程第15議案第11号について、賛成者及び反対者に、それぞれ賛成及び反対理由について意見を述べさせた。総会規約第46条により反対者から発言した。

※討論の内容は省略

【採決】

議長は、全ての質疑が終了した旨を確認し、引き続き、議案ごとの採決に入る旨を宣言した。

議長は、執行部に対し、改めて出席状況の報告を求め、執行部より、司法書士会員325名中301名出席（内委任状出席192名）している旨の報告がなされた。

議長は、日程第8議案第4号は特別決議が必要な議案である為、会則第46条の定めにより出席司法書士会員議決権の3分の2以上の賛成、その他の決議については会則第44条第1項により出席司法書士会員議決権の過半数の賛成により議案は承認可決する旨を説明し、採決に入った。

日程第5 議案第1号 平成30年度一般会計収入支出決算承認の件

議長は、本議案について承認を求めたところ、全員異議なく賛成した。よって、本議案は原案通り可決承認された。

日程第6 議案第2号 平成30年度調停センター特別会計収入支出決算承認の件

議長は、本議案について承認を求めたところ、全員異議なく賛成した。よって、本議案は原案通り可決承認された。

日程第8 議案第4号 鹿児島県司法書士会会則一部改正の件

議長は、本議案について承認を求めたところ、起立採決により298名が賛成した。よって、本議案は原案通り可決承認された。

日程第9 議案第5号 鹿児島県司法書士会研修規約一部改正の件

議長は、本議案について承認を求めたところ、全員異議なく賛成した。よって、本議案は原案通り可決承認された。

日程第10 議案第6号 鹿児島県司法書士会綱紀調査委員（会員でない委員）選任の件

議長は、本議案について承認を求めたところ、全員異議なく賛成した。よって、本議案は原案通り可決承認された。



日程第11 議案第7号 鹿児島県司法書士会綱紀調査委員の予備委員選任の件

議長は、本議案について承認を求めたところ、全員異議なく賛成した。よって、本議案は原案通り可決承認された。



日程第12 議案第8号 平成31年度事業計画決定の件

議長は、本議案について承認を求めたところ、全員異議なく賛成した。よって、本議案は原案通り可決承認された。

日程第13 議案第9号 平成31年度一般会計収入支出予算決定の件

議長は、本議案について承認を求めたところ、全員異議なく賛成した。よって、本議案は原案通り可決承認された。

日程第14 議案第10号 平成31年度調停センター特別会計収入支出予算決定の件

議長は、本議案について承認を求めたところ、異議があった為起立採決により過半数が賛成した。よって、本議案は原案通り可決承認された。

日程第15 議案第11号 名誉会長推戴承認の件

議長は、本議案について承認を求めたところ、異議があった為起立採決により過半数が賛成した。よって、本議案は原案通り可決承認された。

日程第7 議案第3号 役員等選任の件

議長は、選挙管理委員長に選考委員会の選考結果の報告を求めた。

選挙管理委員長は、選考委員会の選考結果を次の通り議場に報告し、当選人挨拶の後、直ちに当選人に当選証書を交付した。

副会長：加藤久佳 松蘭圭

理事：池田浩明 内田大介 内田雅之 佐俣周平 田中喜久 三角悦久

宮内達郎 森邦也 福田英人 新丸和博 壺崎健一

監事：藏園真一 宮脇伸舟

予備監事：岩尾昌朗 梅垣晃一

綱紀調査委員：喜山修三 田畑正明 二階堂稔 鎌田哲也 内田幸作 藤田伸一

児島亮介 山田優作 益崎広樹 中屋久志 國師博文 村山誠志

日司連代議員：内田大介 宮内達郎 直井圭介 松蘭圭

以上を以て、本総会の議事日程は全て終了し、田畑正明副会長は閉会を宣言した。

上記決議を明確にするため、この議事録を作成する。

令和元年 5月25日

鹿児島県司法書士会定時総会

議長 上野 牧 門

議事録署名人 喜 山 修 三

議事録署名人 直 井 圭 介



平成31年度事業計画

第1 総論

第198回通常国会において「司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律案」が上程されている。主な改正点は、①使命規定の新設 ②一人法人の設立を可能とすること ③懲戒権者を法務大臣とすること ④すべての懲戒処分において聴聞の機会を設けること ⑤除斥期間を7年とすること ⑥懲戒手続中に清算が終了した法人への懲戒処分を可能とすることの6つである。とりわけ、司法書士法第1条が「目的」から「司法書士の使命」と変更されることは、司法書士がその職責を更に果たしていくことを国民から求められているといえる。

空き家・所有者不明土地問題、相続登記未了問題、超高齢化問題、貧困問題、消費者被害、自然災害からの復興と司法書士に対応を求められる社会問題は多岐にわたっている。司法書士一人ひとりが研鑽に努め、高度な専門的知見をもって積極的に応えていくことが必要である。

同国会には、いわゆるデジタルファースト法案も上程されており、同法の成立施行に伴い行政手続きのオンライン化がより加速されることになる。また、株式会社の本店移転に関する商業登記申請に必要な書類が生成できるWebサービスが、司法書士法第3条第2項第2号の業務に該当するかどうかについて、同サービスの運営者から産業競争力強化法第7条第3項（グレーゾーン解消制度）に基づいて当局に対し照会がなされた。今後も司法書士の業務に影響を及ぼすITサービスが増えてくるであろう。

劇的な社会構造の変化の中にあって、司法書士はどのようにコミットし、国民の権利の擁護に努めていくのか、また環境の変化に適応していくのかが問われている。

このような状況において、不動産登記におけるオンライン申請資格者代理人方式が、導入方法を巡る一部司法書士からの異論の影響により、未だ実施がなされていないことは、危機意識の欠如と言わざるを得ない。

以下の重点課題に取り組むことで、期待されている役割を果たしていくこととする。

1. 研修単位取得義務化への対応と執務規範の確立

研修規約の改正を予定しており、一定の単位数取得（必要取得単位は日司連研修規則による）を義務付ける。同規約改正案が承認された場合は、次年度4月からの施行となるが、受講機会の拡充や研修内容の充実化等の履修向上のための方策を検討していく。また、単位不足者に対しては研修の受講を促すとともに、単位未取得者（0単位者）に対しては厳しく対応していく。

会員の依頼者への説明不足や報酬等に関する苦情が継続的に寄せられているので、執務規範の確立とその徹底のため、倫理研修や会務報告等を通じて繰り返し会員に周知を図っていく。

2. 改正民法及び司法書士業務の執務変遷への対応

121年ぶりに改正された民法が、次年度より順次施行が予定されていることから、執務に混乱

が生じないよう情報提供に努めるとともに必要に応じて研修会を開催する。

また、日々の執務における実務上の変更があった場合は、留意点等についてメール配信、当会ホームページの会員専用ページを活用し、タイムリーな情報提供を行うとともに、必要に応じて研修会を開催する。

3. 空き家・所有者不明土地問題、相続登記未了問題への対応

社会的関心が非常に高く、司法書士の積極的な関与が求められていることから、所管する鹿児島県や各市町村と連携し対応していく。また、昨年度に引き続き法務省の長期相続登記等未了土地に関する調査が実施される予定であり、増加が予想される相続に関する相談に対応するとともに、本会、法務局及び鹿児島県土地家屋調査士会を構成員とする「未来につなぐ相続登記推進プロジェクト」に参画していく。

4. 成年後見制度利用促進法への対応と社会貢献活動

平成28年に施行された成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき、成年後見制度利用促進基本計画が策定された。同計画では、権利擁護支援のための地域連携ネットワークづくりに司法書士の積極的な関与が求められているところである。公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート鹿児島支部、家庭裁判所、専門職団体、自治体等と協力し成年後見制度がより利用される制度となるよう寄与していく。

社会貢献活動として、司法過疎への対応は、地域間におけるリーガルサービス提供の偏重を解消するため、司法書士総合相談センターや南大隅地区司法書士法律相談センターの運営、巡回相談会や甕島における定例相談会等を開催する。

また、消費者問題や経済的困窮者の法的支援等において、法テラスや関連団体、行政機関等と連携・協働し国民の権利擁護に努める。

その他の社会貢献活動として、各種相談会の開催及び協力、高校生のための消費者教育教室の開催、小学生のための法律教室の開催等を行っていく。

第2 経常事業

1. 総務部所管事業

会則第60条

- (1) 会員の品位の保持のための指導及び連絡に関する事項
- (2) 会員の執務の指導及び連絡に関する事項
- (3) 会長印その他の会印の管守に関する事項
- (4) 文書の接受， 発送及び保守に関する事項
- (5) 会員の入会及び退会その他人事に関する事項
- (6) 福利厚生に関する事項
- (7) 公共嘱託登記の受託推進及び公共嘱託登記司法書士協会への助言に関する事項
- (8) 連合会の委託を受けて行う司法書士の登録等の事務に関する事項
- (9) 司法書士法人の届出の事務に関する事項
- (10) 会員の業務に関する紛議の調停に関する事項
- (11) 業務賠償責任保険及び会業務賠償責任保険に関する事項
- (12) その他他の部の所掌に属さない事項

【主な事業】

(1) 綱紀問題への対応

現状の綱紀調査委員数を維持する。

(2) 非司法書士問題への対応

非司行為に関しては、 総務部及び非司排除委員会において対応していく。

(3) 紛議調停制度の活用

苦情・紛議の当事者に対し、 苦情処理委員会をもって対応するとともに、 紛議調停制度の利用を促し、 その解決をめざす。

(4) 関係機関及び関連諸団体への対応

現状の各団体との協力体制を維持し、 人員の派遣を継続する。

公共嘱託登記司法書士協会が受注する長期相続登記等未了土地解消作業に協力をする。

(5) 執務の I T 環境への対応とペーパーレス化の推進

現状を維持していく。

(6) 会則等改正の検討

会則等改正検討委員会の設置を継続する。

(7) その他

オンライン申請資格者代理人方式の導入に関しては、得られた情報を判断し、必要に応じて会員へ速やかに提供する。

不在者財産管理人・相続財産管理人候補者の推薦依頼に円滑に対応する。

業務賠償責任保険の任意部分の加入を推進する。

法務局移転に伴う諸問題を検討し、対応する。

2. 経理部所管事業

会則第61条

- (1) 入会金及び会費の徴収に関する事項
- (2) 予算及び決算に関する事項
- (3) 金銭及び物品の出納に関する事項
- (4) 資産の管理に関する事項
- (5) 業務関係図書及び物品の購入のあっせん及び頒布に関する事項

【主な事業】

(1) 予算及び決算に関する事項

- ① 各部より起案された個別の事業執行に関する回議書について、内容を確認し、支出額を検討・判断する。
- ② 公益法人会計基準に準拠した計算書類を毎月作成し、現況を把握する。また、理事会開催時に前月分決算書にて、予算の執行状況を報告する。
- ③ 各部の予算要求の内容及び金額について検討し、予算書を作成する。

(2) 資産の管理に関する事項

特定資産取扱規則及び平成30年度予算に基づき特定資産の積立を実施し、安定した財政・資産の維持に備える。

(3) 旅費規則の改正

会員の出張に対し、より実情にあった旅費日当額が支給できるよう、旅費規則を改正する。主に以下の改正を予定している。

① 県内出張の際の公共交通機関料金の支給

県外出張の際に適用される旅費規則第8条別表第1を県内出張においても適用する。ただし、航空機及び根占フェリーを除く船舶を対象とする。車を伴うフェリー利用の場合、車長が4m以上5m未満の料金を適用する。

② 別表第5の細分化及び県外出張への適用

旅費規則第9条別表第5の地区を現行の11地点から46地点に細分化する。最少の支給額は3,000円から2,500円に変更し、各地点間の距離が10km増える毎に500円を加算支給することとする（別表第5参照）。また、県外出張の場合においても、出発地から出発空港又は出発駅等までの県内移動分として別表第5を適用する。なお、三島村・十島村は、現在事務所を構える会員はなく、近年相談員派遣の実績もないことから、別表第5の地区には記載しないこととし、必要に応じて対応する。

③ 県内出張日当の支給基準の細分化

日当の支給基準となる時間区分を現行の2時間以上と2時間超の2区分から、2時間未満、2時間以上4時間未満及び4時間以上の3区分とする（別表第3参照）。

上記①から③の改正案を平成29年度中に支給した旅費日当に適用した場合、支給総額は以下のとおりとなる。

平成29年度旅費日当支給総額 : 9,690,800円

改正案適用後の旅費日当支給総額 : 9,601,560円

※別表3, 別表5 省略

3. 企画部所管事業

会則第62条

- (1) 業務の改善に関する企画及び立案に関する事項
- (2) 業務関係法規その他業務に関する調査統計及び研究に関する事項
- (3) 本会及び会員に関する情報の公開に関する事項

【主な事業】

(1) 総合研究委員会における事業

本会内のシンクタンクとして、本年度は次の分野に関する部会を設置して、法律制度・法律実務・司法書士執務等について総合的に研究を行い、研修会その他の機会において会員に対する情報提供等を行っていく。

- 第1部会 不動産登記研究部会
- 第2部会 商業法人登記研究部会
- 第3部会 家事事件研究部会
- 第4部会 民法改正研究部会
- 第5部会 相談技法研究部会

(2) 鹿児島県司法書士会調停センターの運営

会員、関係団体に対する本会ホームページなどを利用した広報を通じて、調停申し込み受託を目指す。なお、センター長、事務長の他、運営委員を若干名置く。

(3) 裁判業務受託推進

研修部と連携し、一般民事事件や家事事件を中心とした研修会を企画し、受託推進を図る。また、鹿児島簡易裁判所との意見交換会を通じ、会員の裁判業務に資するよう情報提供等を行っていく。

(4) 小学生のための法律教室の開催等

昨年度に引き続き、小学生のための法律教室を開催する。また、法教育推進委員会を中心として、成人年齢引き下げや昨今の消費者被害に対応した、高校生のための消費者教育教室の講師マニュアルの改訂を広報部と連携し行う。

(5) 空き家・所有者不明土地問題、相続登記未了問題への対応

自治体との連携や相続登記に関する相談会開催等について他の事業部と連携して対応していく。

(6) 成年後見制度対策室

成年後見制度利用促進基本計画において、権利擁護支援のための地域連携ネットワークづくりに司法書士の積極的な関与が求められているところである。公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート鹿児島支部、家庭裁判所、専門職団体、自治体等と協力し成年後見制度がより利用される制度となるよう寄与していく。

4. 相談事業部所管事業

会則第64条の2

- (1) 相談事業に関する事項
- (2) 裁判外紛争解決手続の実施に関する事項
- (3) その他司法書士が提供する法的サービスの拡充に関する事項
- (4) 前3号に関する情報の管理等に関する事項

【主な事業】

(1) 司法書士総合相談センターの運営

- ① 鹿児島市（司調センター）における固定相談会
毎月第3土曜日 午後1時～午後4時（面談）
毎週月・水曜日 午後1時～午後4時（電話）

- ② 大隅地区司法書士法律相談センターの運営
志布志市役所との共催事業であり，受付・広報・場所は市役所側で対応。
イ）志布志市役所 本所本館
毎月第1火曜日 午後1時～午後3時
ロ）志布志市役所 志布志支所
毎月第3火曜日 午後1時～午後3時

- ③ 巡回相談会
司法過疎地域での司法アクセス確保のために実施する。

- ④ 長期相続登記等未了土地調査に基づく相談会

- ⑤ 各種団体等への相談員や人員の派遣又は推薦
鹿児島専門士業団体協議会の相談会
多重債務・自死対策・生活困窮者支援等の相談会
法務局・鹿児島県・各市町村・行政評価事務所・社会福祉協議会・宅地建物取引業協会
等が実施する相談会

(2) 日司連事業・九州ブロック事業への参画

- ① 南大隅地区司法書士法律相談センターの運営
毎週月曜日 午後1時～午後4時（面談）

- ② 定例相談会（日司連における簡裁管轄司法書士ゼロ地域巡回相談会）
甕島において毎月1回定期的に行う。
第4土曜日 午前11時～午後3時
偶数月 薩摩川内市役所里支所
奇数月 長浜地区コミュニティセンター

- ③ 九州地区開業支援フォーラムへの参加

(3) 消費生活センターとの情報交換

消費者保護のために鹿児島県消費生活センター、鹿児島市消費生活センターと情報交換を行い、相互に連携し悪質商法等の被害対応に努める。

5. 広報部所管事業

会則第63条

- (1) 会報の編集及び発行に関する事項
- (2) 広報活動に関する事項

【主な事業】

(1) 司法書士制度の広報

① 会報の発行

司法書士制度、司法書士の業務及び本会その他関連団体の事業を広報することを目的として、企画・情報収集に努め、充実した会報を年2回発行する。

② ホームページの管理及び充実

ホームページを利用して、市民が司法書士にアクセスしやすくなるよう、各種相談会・法律教室等のイベントに関する情報等をタイムリーに提供する。また、会員専用ページにおいては、通達等のデータベース及びソフト・書式、研修会資料等コンテンツの充実に努め、業務相談室の活用を図る。

③ 制度広報の充実

「法の日」無料法律・登記・税務相談については、従来どおり鹿児島県土地家屋調査士会及び南九州税理士会鹿児島県連合会との共催により、各支部の協力を得て実施する。

無料成年後見相談会を公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート鹿児島支部との共催により実施する。

また、司法書士制度への理解をより深めてもらうため、報道機関向けに司法書士の執務内容や公益的活動をテーマにしたニュースリリースや本会事業の告知・取材依頼を行うなど、パブリシティ広報にも取り組む。

空き家・所有者不明土地問題、相続登記未了問題等において、司法書士が担う業務についての情報提供を行う。

その他、各種団体からの講師派遣依頼にも積極的に対応し、司法書士制度の広報につなげる。

(2) 法教育活動の実施

① 高校生のための消費者教育教室

成人年齢引き下げを視野に入れ、鹿児島県高校教育課及び学事法制課の協力を得て、若年層への正しい法律知識の普及及び司法書士の存在と役割の広報を目的として「高校生のための消費者教育教室」を開催する。

② 市民のための法律教室

公民館や社会福祉協議会等で実施される各種講座へ講師派遣をして、法教育活動を行う。

6. 研修部所管事業

会則第64条

- (1) 講演会及び講習会等の開催に関する事項
- (2) 研修に関する事項

【主な事業】

(1) 研修会の企画・運営

① 集合研修会

司法書士制度、司法書士の職責、倫理及び社会貢献に関する研修会
業務上・実務上の知識・技術の習得を主たる目的とする研修会

② 年次制研修会

司法書士倫理の保持を目的として、「日司連会員研修実施要領」に基づき単位会で実施する特定の会員向け研修会

③ ブロック別研修会

企画部総合研究委員会と連携し実施する研修会
委員会内の各部会が研究したテーマを題材とし、委員・参与等が各ブロックに出向き講師を務める。

④ 入会5年以内会員向け研修会

入会5年以内の会員を対象に、司法書士実務に必要な具体的知識及び実務的な倫理の習得を促し、さらに指導員司法書士（チューター）による継続的な実務的・精神的なサポートによって孤立化を防ぐことを目的とする研修会
なお、日司連による新入会員研修プログラムに基づいて本研修を実施する。

⑤ 新人研修会

新規登録（予定）者を対象に、司法書士会の制度や司法書士制度への理解を深めることを目的とする研修会

⑥ 配属研修

日司連等が主催する新人研修会終了後に、新規登録（予定）者を対象に実務や司法書士の執務姿勢等を習得させることを目的とする研修（受講者は新規登録（予定）者の内、希望者のみ）

(2) 研修事業に関する企画・運営

① 充実した研修会の企画

会員の研修ニーズに応えられるよう、幅広く、時宜に適ったテーマや講師による研修会を企画する。会場情報を集約し、より良い研修会会場の確保に努める。

② 研修参加の促進

「執行部だより」やホームページを利用し、開催される研修会の案内を行う。

日司連、九州ブロック協議会及び他の単位会等が主催する研修会の情報を提供することで会員の研修会参加の機会を拡充する。

「日司連 e ラーニングシステム」及び研修用DVDに関する情報の提供を行う。

③ 研修義務化への対応

日司連における研修の一定単位数以上の取得義務化に対応するため、受講機会の拡充や研修内容の充実等の履修向上のための方策を検討する。

④ 単位管理

研修委員会において、会員の取得単位の管理を行い、単位不足会員に対する通知等で研修の受講及び単位の取得を促進する。

研 修 会 名	平成31年度予定	平成30年度実績
集合研修会	5回	5回
年次制研修会	2回（大島支部開催なし）	3回（大島支部開催あり）
ブロック別研修会	6ブロック	6ブロック
入会5年以内会員向け研修会	1回	1回
補助者研修会（※）	0回	1回
新人研修会	1回	1回
配属研修	未定	9名

※補助者研修会は、平成27年度より隔年で実施している。

研 修 会 名	開 催 予 定 日
第1回集合研修会	令和元年 7月13日（土）
第2回集合研修会	令和元年 9月14日（土）
第3回集合研修会	令和元年10月19日（土）
ブロック別研修会	令和元年11月 予定
第4回集合研修会	令和2年 1月18日（土）
第5回集合研修会	令和2年 2月22日（土）
入会5年以内会員向け研修会	令和2年 3月 予定
新人研修会	令和2年 3月 予定
年次制研修会（年2回）	日程未定

※具体的なテーマ、講師については未定である。なお、各研修会の開催予定月日は、変更の可能性がある。

※上記以外にも、必要に応じ、集合研修会を実施する場合もある。